

社会福祉法人都市社会福祉協議会 令和元年度第1回理事会 議事録

招集通知年月日	令和元年5月9日(木)
開催日時	令和元年6月5日(水) 13時30分～14時45分
開催場所	都市総合社会福祉センター3階大集会室
出席した役員	理事9名(理事定数6名以上10名以内) 杉元智子、永田優、杉田淳一郎、村吉昭一、島津久友、西河邦博、朝倉脩二、田村治義、立山静夫 監事2名(監事定数2名以上3名以内) 高野眞、柿木一範
欠席した役員	理事1名、監事1名 米吉春美、坊野国治
説明のため出席した職員	事務局10名 中村健児、大田勝信、櫻田賢治、田村真一郎、上野誠、又木勝人、黒原清美、児玉誠、森山慎悟、星村太一
招集者出席の有無	会長 島津久友 出席

議事の結果

定刻に至り、事務局大田勝信が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、杉元智子理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、高野眞監事、柿木一範監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。
審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第1号	職務執行状況報告について	承認
議案第1号	平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業報告について	可決
議案第2号	平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算について	可決
監査報告		
議案第3号	令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第1号)について	可決
議案第4号	社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員補充選任候補者の推薦について	可決
議案第5号	社会福祉法人都市社会福祉協議会令和元年度第1回評議員会の開催について	可決

終 了 時 刻 14時45分

議事経過

杉元智子議長「それではさっそく議事に入らせていただきます。まず、報告第1号職務執行状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

島津久友会長「報告第1号の方を私の方からご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。職務執行状況につきましては定款に従いまして会長及び常務理事が報告するという事になっております。前回理事会の時にもご報告を申し上げておりますので、今回はそれ以降3月13日から昨日令和元年6月4日までの職務執行についてご報告させていただくこととなります。会長の職務執行状況について私の方から申し上げます。社会福祉法第45条の16第3

項及び社会福祉法人都市社会福祉協議会定款第21条第5項の規定に基づいて、会長の職務執行についてご報告いたします。」（以下、資料に基づいて説明）

西河邦博常務理事「では続きまして業務執行理事としまして私の方からご報告を申し上げます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「事務局からの説明が終わりましたのでここで質疑を受けたいと思います。何かご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。」

議長「質問がないということで議案に入っていきます。」

議長「議案第1号平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業報告について、そして関連がありますので、議案第2号平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算について事務局から説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第1号になります。平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業報告について、社会福祉法人都市社会福祉協議会の平成30年度事業が平成31年3月31日をもって完了しましたので、定款第40条第1項の規定に基づき、理事会の承認を求めらるるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

事務局中村健児「引き続き決算の説明を行いたいと思います。議案第2号平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算について、社会福祉法人都市社会福祉協議会の平成30年度事業が平成31年3月31日をもって完了しましたので、決算について定款第40条第1項の規定に基づき、理事会の承認を求めらるるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「それでは、監査報告までお願いいたします。」

高野眞監事「それでは監査報告をさせていただきます。去る5月24日に監査をいたしました。事業監査と会計監査でございます。私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の事業、会計並びに理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。1番はその方法及びその内容ですが、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその付属明細書）について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討したところです。今年度の調査・検討に基づきまして、次の2、監査の意見について、業務監査については私高野が、それから会計・収支等監査については柿木監事の方からそれぞれ報告させていただきます。まず最初に私の方から事業監査についてご報告いたします。（1）事業報告等の監査結果について、①事業報告等は、法令及び定款に従って、法人の状況を正しく示しているものと認めます。②理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は特に認められませんでした。ちょっと説明を足していきます。①の事業報告についてですが、業務執行状況についてヒアリングを行いました。担当課長等によってより詳細な説明をいただきまして、各課・係等の当初の事業計画に沿った合理的且つついでいな業務執行を確認をすることができました。特に、平成30年度は先ほども局長の方から報告がありましたけれども、約21の新規事業が展開されておりましてですね、いずれも課題解決に向けての取り組みやそれぞれの係でついでいねいに対応され、軌道に乗りつつあることを確認しました。各課・各事業の色々な事業展開の過程（プロセス）において制度の狭間にあるニーズ、新たなニーズの課題について、特に初期の相談ニーズに対して即応の原則というのがあるんですが、そういう原点に立ち戻っての対応というのがとても大切です。これに基づいて、今回社協の組織内部の連携というのはもとよりなのですが、他の関係機関、社協以外の関係機関との連携・協働もしっかり

と実践されているという報告を聞きまして安心したところです。今後より専門的な対応が期待されるであろうかと思えます。併せて、職員が地域に常に出向いているという地区担当制というんですか、この成果もかなり出ているようでございまして、地域のそれぞれの方々から、社協の職員さんが頼りになるとよく耳にすることがございました。そういうことで地区担当制というのはかなり成果を上げているんだらうなという風に思ってお報告させていただきます。あと、介護保険事業について先ほどから出ておりますが、これはいろいろと意見が分かれるところだろうと思うんですが、例えば、市内の介護事業所と競合する部分たくさんあるとか、会計の部分で介護報酬が減になるとか、事業者が競合している部分があるので当然、利用者減というようなこと、それから費用対効果という視点などです。それから特に、人件費比率が高いところが少々気になるころではあります。そういうところで、支所再編等の組織見直しプロジェクトの方も検討の中で、結論として介護保険事業の継続というのが示されています。それはそれでしっかりと対応していただくということが大事なんではしょうけれども、いわゆる具体的な経営改善策というのが求められるのではないかという風に話をお聞きしながら思ったところでございます。そういうご報告をさせていただきます。あと事業報告書について、とてもすっきりした報告書になっておりまして、局長が報告された内容がより細かく分析をされて書かれております。私はこれを見ながら非常に安心したところでございます。ただ、いくつか誤字・脱字、それからデータの間違ひがありまして、たぶん昨年度のデータをコピーしていく段階で、旧データがそのまま訂正されずに残ったものだと思っておりますが、それも散見されまして、こういうのが一人歩きしないようしっかりと訂正していただければと思ひ修正をお願いしたところでした。今後も、コンプライアンスというか法令順守、危機管理、リスクマネジメントとよく言いますが、この実行も是非お願いしつつ、社協活動を続けていっていただきたいと思ひます。次に、②については、理事会の法人に関する関係書類等を閲覧させていただきました。出席状況、議事録等の作成、登記等の法人運営、法人業務の執行については適切に処理されておりました。安心いたしました。以上、長くなりましたけれども、業務監査についてはそういうような意見を添えてご報告をさせていただきます。会計の方については柿木監事の方からお願いします。」

柿木一範監事「平成30年度の会計についての監査報告を申し上げます。監査を去る5月24日、会長室で実施いたしました。坊野監事と私が主に会計の監査についてそれぞれ6事業の拠点区分について監査を行ったところでございます。その担当者から執行状況等を聞き取り、精査を行って監査をいたしました。その結果、当該年度の事業報告、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、および財産目録などについてこの内容を処するための契約書綴り等の関係帳簿、債権証書、定期預金証書、銀行通帳等の証拠書類等を慎重に監査しましたところ、8ページの監査報告書に記しているとおおり、いずれも適正に示しているものと認めるところでございます。以上、監査報告を申し上げます。」

議長「ありがとうございました。それでは改めまして議案第1号、議案第2号につきまして皆様から何か質疑等はございませんでしょうか。」

議長「特にご質問はないということですので採決を行います。議案第1号平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業報告について、併せて議案第2号平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算につきましては原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第3号令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業

会計収入支出補正予算（第1号）について事務局から説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第3号令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第1号）について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「事務局より説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問のある方はいらっしゃいませんか。」

議長「質問はないということで採決を行います。」

立山静夫理事「（事業報告書）22ページを見てみてください。今まで私も随分関係してきましたが、この一般会員とか賛助会員とか現在どうなってるのかお尋ねします。」

議長「この議案から前に戻ってしまいますので、この件に関しましては今、第3号議案の補正のお話をしておりますので、その他というところで、最後に事務局から説明を受けるということでよろしいでしょうか。まずは3号議案のこの補正の議案を議決させて、そして議案があるとまたいくつかありますが、それが終わりましたから今のご質問に事務局から答えていただくというような形を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。」

議長「それではまず、3号議案の令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第1号）について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして議案第3号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第4号社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員補充選任候補者の推薦につきまして事務局からご説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第4号社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員補充選任候補者の推薦についてを議題といたします。定款第7条第4項の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「事務局より説明が終わりましたので質疑を行います。質問がある方はお願いいたします。」

議長「質問は特にないということで採決を行います。議案第4号社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員補充選任候補者の推薦につきましては、原案のとおり承認することにご異議はなしということでよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第4号につきましては原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第5号社会福祉法人都市社会福祉協議会令和元年度第1回評議員会の開催につきまして、事務局から説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第5号社会福祉法人都市社会福祉協議会令和元年度第1回評議員会の開催について、定款第14条第1項及び定款細則第5条第1項の規定に基づき、理事会の議決を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「事務局より説明が終わりましたので質疑を行います。ご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問はないということですので採決に移ります。議案第5号につきましては原案の通り承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして議案第5号は原案のとおり可決されました。」

議長「それでは、今日予定しておりました報告、そして議案についてはこれで終了というこ

とでしたが、その他の点につきましてのご質問を受けたいと思います。先ほど、立山理事の方から事業報告書の22ページの会員会費等についてのご質問がありましたので、あらためて事務局の方からご説明をお願いいたします。」

事務局大田勝信「それでは私の方から回答を申し上げたいと思います。事業報告書の22ページに社協会員会費の募集状況が掲載してあります。現在、一般会員から法人会員までの4種類の会員がありまして、総額69万3千円を昨年度は頂いたということです。募集方法につきましては職員が手分けして賛同いただく方を募って集めてくるという方法と、それから企業を訪問して法人会員等のご協力をいただくという大きな2つの取り組み方法を取っております。従来は民生委員さんに集めていただいていたんですけれども、それを廃止いたしまして、現在は地区社協において各地区で自治公民館が拠出するような形で福祉協力金という形で、1世帯50円とか単価はそれぞれの地区によって異なりますけれども、いわゆる住民会費を頂くようになりまして、こちらの社協会員会費の方は比率がぐっと落ちたということで、地区社協の方に今は比重が大部分が移っているというような状況になっております。以上で説明を終わります。」

議長「立山理事の方は今の説明でよろしかったでしょうか。」

立山静夫理事「はい。一括承認かと思ったらそれではないんですね。」

議長「はい。1つずつの承認です。」

立山静夫理事「財政の問題でいつも心配しているもんだから申し上げたところでしたけれども今、会員にはやっぱり募集はやってるんですか？ やっているとしたら実績が少ないですね。前はだいたい公民館で一般会員やら募集していたけど、今は全然動かないじゃないですか？ それとこの幸子バッジですが、私だけが一人つけているわけだけど、他の理事の方とか評議員の方とかに紹介等はすすめたんですか？ これだけは皆でやらんと理事の資格はないですよ。そういうことで、みなさんに紹介してください。それと、8ページの監査報告ですけど、監査意見の②ですが、理事の職務の執行に関する不正ということが書いてありますが、認められないことは当然なことだけど、このように記載する必要があるんですか？」

高野眞監事「これはあくまでも監査の基準に基づいて、それを逐一報告しなきゃいけないということなんで、このような記載にしています。また、そのあたりについてはそのご意見も含めて、また事務局の方にもお話をしておきます。」

立山静夫理事「以上です。」

議長「ありがとうございます。他にすべての議案・報告を通じて他に皆様からご質問はないでしょうか。」

議長「事務局から何かございますでしょうか。」

事務局大田勝信「それでは事務連絡を一点させていただきたいと思いますが、先ほど評議員会の日程が議決をいただきまして、6月21日ということで決定をいたしましたので、今ここにおられる理事・監事の皆様方の任期はそこまでということになります。従って今、評議員等の選出規定に基づいて理事の選出区分が定められておりまして、そこでこのように選出されているわけですが、引き続き、新たな任期で就任をお願いしたいということで、基本的には留任のお願いを考えているところになります。また、各選出区分の団体の役員改選で、既に代表が替わられた方や、これから21日までに替わる予定のあられる理事さんにおかれては、新たな代表者ということでお願いをしたいと思っておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。さっそくではございますが、第2回の理事会の開催通知をこれからお渡しさせていただきますので、ご予約の方をお願いしたいと思います。」

議長「事務局からの報告がありました。他になかったでしょうか。それでは、本日の協議はこれで終了いたします。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和元年 6月 日

会長 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印